毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

福島県報

目次

規則
○福島県事務委任規則の一部を改正する規則　一
訓令
○福島県事務決裁規程の一部を改正する訓令　二

規則

福島県事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年三月三十日

福島県知事　佐　藤　雄　平

福島県規則第三十二号

福島県事務委任規則の一部を改正する規則

福島県事務委任規則（昭和四十四年福島県規則第十八号）の一部を次のように改正する。

第五条第二号⑪中「施設受給者証」を「入所受給者証」に改め、同号⑬中「施設給付決定」を「入所給付決定」に改め、同号中㊶を削り、㊵を㊷とし、㊴を㊶とし、同号㊳中「第五十七条の四」を「第五十七条の四第二項」に改め、同号㊳を同号㊵とし、同号㊲中「第五十七条の三第一項」を「第五十七条の三第二項」に改め、同号㊴を同号㊶とし、同号㊱中「第五十七条の二第一項及び第二項」を「第五十七条の二第三項及び第四項」に改め、同号㊱を同号㊳とし、同号中㊺を㊼とし、㊹を㊻とし、㊸を㊺とし、㊷を㊹とし、㊶を㊸とし、㊵を㊷とし、㉙を㊶とし、同号㉘中「第三十四条の十六第三項」を「第三十四条の十七第三項」に改め、同号㉘を同号㉚とし、同号㉗中「第三十四条の十六第一項」を「第三十四条の十七第一項」に改め、同号㉗を同号㉙とし、同号㉖中「第三十四条の十三第三項」を「第三十四条の十四第三項」に改め、同号㉖を同号㉘とし、同号㉕中「第三十四条の十三第一項」を「第三十四条の十四第一項」に改め、同号㉕を同号㉗とし、同号中㉔を㉖とし、㉓を㉕とし、㉒を㉔とし、㉑を㉓とし、⑳を㉒とし、⑲を㉑とし、同号⑱の次に次のように加える。

⑲　第二十四条の二十四第一項の規定による支給

⑳　第二十四条の二十四第三項の規定による意見の聴取

第五条第三号(2)中「第三十四条」を「第三十三条」に改める。

第七条第一号⑮及び⑯を削る。

第九条の三の次に次の一条を加える。

（テクノアカデミー校長への委任）

第九条の四　福島県立テクノアカデミー条例（昭和三十九年福島県条例第五十三号）の施行に関する次に掲げる事務は、福島県立テクノアカデミー校長に委任する。

一　第十一条第三項の規定による授業料の納入期限の延期

二　第十二条第三項の規定による授業料等の免除

第十五条第一項に次のただし書を加える。

ただし、第十一号(6)から⑩まで及び第三十四号に掲げる事務は福島県いわき建設事務所長については、この限りではない。

第十五条第一項第八号(5)中「第三十七条第五項」を「第三十七条第六項」に改め、同号(6)中「第三十七条第六項」を「第三十七条第七項」に、「同条第五項」を「同条第六項」に改め、同項第三十四号(1)中「第六条第一項」を「第七条第一項」に改め、同号(2)中「第六条第三項」を「第七条第三項、第四項及び第五項」に改め、同号(3)中「第七条第一項」を「第八条第一項」に改め、同号(4)中「第七条第二項」を「第八条第二項」に改め、同号(7)を削り、同号(6)中「第八条第二項で準用する第六条第三項」を「第九条第四項」に改め、同号(6)を同号(7)とし、同号(5)中「第八条第二項で準用する第六条第一項」を「第九条第三項」に改め、同号(5)を同号(6)とし、同号(4)の次に次のように加える。

(5)　第九条第一項の規定による届出の受理

第十五条第一項第三十四号(8)を削り、同号(9)中「第九条」を「第十条」に改め、同号(9)を同号(8)とし、同号(16)を削り、同号(15)中「第十四条第三項」を「第二十六条第三項」に改め、同号(15)を同号(18)とし、同号(14)中「第十四条第一項」を「第二十六条第一項」に改め、同号(14)を同号(17)とし、同号(12)及び(13)を削り、同号(11)中「第十三条第一項」を「第二十五条第一項、第二項及び第三項」に改め、「登録事項の訂正の申請の」を削り、同号(11)を同号(16)とし、同号(10)中「第十二条」を「第二十四条一項」に、「並びに助言及び指導」を「、立入検査及び質問」に改め、同号(10)を同号(15)とし、同号(15)の前に次のように加える。

(9)　第十一条第三項の規定による届出の受理

(10)　第十一条第四項で準用する第九条第三項の規定による登録

(11)　第十一条第四項で準用する第九条第四項の規定による通知

(12)　第十二条第一項及び第二項の規定による届出の受理

(13)　第十三条第一項の規定による登録の抹消

(14)　第十三条第二項の規定による通知

第十五条第一項第三十四号に次のように加える。

(19)　第二十七条第一項の規定による所在不明者等の登録の取消し

附　則

この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、第五条第三号(2)の改正規定は、公布の日から施行する。

（行政経営課）

訓　令

福島県訓令第十四号

福島県事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十四年三月三十日

福島県知事　佐　藤　雄　平

福島県事務決裁規程の一部を改正する訓令

福島県事務決裁規程（昭和四十四年福島県訓令第一号）の一部を次のように改正する。

第二条第五号中「文化スポーツ局又は」を「避難地域復興局、文化スポーツ局及び」に改め、同条第七号中「規定する」の下に「避難地域復興局、」を加える。

第八条第一号の表中「政策監」の下に「、再生可能エネルギー産業推進監」を加える。

別表第一の１の表備考２中「次世代育成又は」を削り、同表備考３中「文化スポーツ局」を「避難地域復興局、文化スポーツ局」に改め、同表備考中９を10とし、８を９とし、７を８とし、６を７とし、同表備考５中「第22条の４」を「第22条の５」に、「、局参事」を「及び局参事」に改め、同表備考５を同表備考６とし、同表備考４の次に次のように加える。

５　政策監、部次長及び局次長の専決事項の欄に規定する事項のうち、商工労働部長が定める事項については、行政組織規則第22条の４に規定する再生可能エネルギー産業推進監が専決できるものとする。この場合において、同欄９中「部次長、局次長、部参事及び局参事」とあるのは「再生可能エネルギー産業推進監及び部参事」と、同欄15中「政策監、部次長及び局次長」とあるのは「再生可能エネルギー産業推進監」と読み替えるものとする。

別表第二の４の表生活環境総室の部人権男女共生課青少年育成室の項中「人権男女共生課青少年育成室」を「青少年・男女共生課」に改め、同表県民安全総室の部災害対策課の項３の(3)を同項３の(4)とし、同項３の(2)中「協議」を「報告の受理」に改め、同項３の(2)の次に次のように加える。

(3)　第42条第４項の規定による市町村防災会議に対する助言又は勧告			○						

別表第二の４の表環境共生総室の部環境共生課環境評価景観室の項を削り、同部自然保護課の項中５を６とし、４を５とし、３を４とし、２の次に次のように加える。

３　景観法（平成16年法律第110号）の施行に関する次に掲げること。									
(1)　第８条第１項の規定による計画の策定			○						
(2)　第９条第１項の規定による措置				○					
(3)　第９条第２項の規定による意見の聴取									
(4)　第９条第３項の規定による意見の聴取					○				
(5)　第９条第４項の規定による協議					○				
(6)　第９条第５項の規定による協議					○				
(7)　第９条第８項で準用する同条第１項の規定による措置					○				
(8)　第９条第８項で準用する同条第２項の規定による意見の聴取					○				
(9)　第９条第８項で準用する同条第３項の規定による意見の聴取					○				
(10)　第９条第８項で準用する同条第４項の規定による協議					○				
(11)　第９条第８項で準用する同条第５項の規定による協議					○				
(12)　第10条第１項の規定による要請の受理					○				
(13)　第10条第２項の規定による要請の受理					○				
(14)　第11条第１項の規定による提案の受理					○				
(15)　第11条第２項の規定による提案の受理					○				
(16)　第12条の規定による案の作成					○				
(17)　第13条の規定による素案の提出					○				
(18)　第14条第１項の規定による通知					○				
(19)　第14条第２項の規定による意見の聴取					○				
(20)　第16条第１項の規定による届出の受理						（県民環境部）○			
(21)　第16条第２項の規定による届出の									

| | | |

⑹④ 第32条第２項で準用する第24条第３項の規定による申請	○																						
⑹⑤ 第34条の規定による措置命令及び勧告	○																						
⑹⑥ 第35条第１項の規定による指定の解除	○																						
⑹⑦ 第35条第２項の規定による指定の解除	○																						
⑹⑧ 第35条第３項で準用する第30条第１項の規定による通知	○																						
⑹⑨ 第36条第１項の規定による協定の締結及び管理	○																						
⑺⓪ 第36条第３項の規定による認可	○																						
⑺① 第37条第２項の規定による意見書の受理	○																						
⑺② 第38条の規定による認可	○																						
⑺③ 第40条で準用する第37条第２項の規定による意見書の受理	○																						
⑺④ 第40条で準用する第38条の規定による認可	○																						
⑺⑤ 第43条の規定による届出の受理	○																						
⑺⑥ 第44条第１項の規定による台帳の作成及び保管	○																						
⑺⑦ 第45条の規定による報告の徴収	○																						
⑺⑧ 第74条第４項の規定による協議の受理及び同意	○																						
⑺⑨ 第78条第２項の規定による勧告、助言及び援助	○																						
⑻⓪ 第82条第２項の規定による意見書の受理	○																						
⑻① 第83条第１項の規定による認可	○																						
⑻② 第83条第２項の規定による協議の受理	○																						
⑻③ 第83条第３項の規定による公告、縦覧及び明示	○																						
⑻④ 第84条第１項の規定による認可	○																						
⑻⑤ 第84条第２項で準用する第82条第２項の規定による意見書の受理	○																						
⑻⑥ 第84条第２項で準用する第83条第１項の規定による認可	○																						
⑻⑦ 第84条第２項で準用する第83条第２項の規定による協議の受理	○																						
⑻⑧ 第84条第２項で準用する第83条第３項の規定による公告、縦覧及び明示	○																						
⑻⑨ 第85条第３項の規定による届出の受理	○																						
⑼⓪ 第85条第４項で準用する第83条第３項の規定による公告、縦覧及び明示	○																						
⑼① 第87条第１項の規定による書面の受理	○																						
⑼② 第87条第２項の規定による書面の受理	○																						
⑼③ 第87条第４項で準用する第83条第３項の規定による公告、縦覧及び明示	○																						
⑼④ 第88条第１項の規定による認可	○																						
⑼⑤ 第88条第２項の規定による公告	○																						
⑼⑥ 第90条第２項の規定による認可	○																						
⑼⑦ 第90条第３項で準用する第83条第２項の規定による協議の受理	○																						
⑼⑧ 第90条第３項で準用する第83条第３項の規定による公告、縦覧及び明示	○																						
⑼⑨ 第92条第１項の規定による指定	○																						
⑽⓪ 第92条第２項の規定による公示	○																						
⑽① 第92条第３項の規定による届出の受理	○																						
⑽② 第95条第１項の規定による報告の徴収	○																						
⑽③ 第95条第２項の規定による措置命令	○																						
⑽④ 第95条第３項の規定による指定の取消し	○																						
⑽⑤ 第95条４項の規定による公示	○																						
⑽⑥ 第96条の規定による情報の提供並びに指導及び助言	○																						

(107)　第98条第２項の規定による協議		○						

別表第二の４の表環境共生総室の部自然保護課の項に次のように加える。

7　福島県景観条例（平成10年福島県条例第13号）の施行に関する次に掲げること。								
(1)　第６条第２項の規定による説明会の開催			○					
(2)　第６条第５項の規定による意見の聴取及び報告			○					
(3)　第６条第６項で準用する同条第２項の規定による説明会の開催			○					
(4)　第６条第６項で準用する同条第５項の規定による意見の聴取及び報告			○					
(5)　第11条第２項の規定による届出の受理（３の(22)に係るものを除く。）								
(6)　第13条第１項の規定による公表				○				
(7)　第13条第２項の規定による意見陳述及び意見書の提出の機会の付与					○			
(8)　第13条第３項の規定による意見の聴取及び同項後段の規定による報告		○				○		
(9)　第15条の規定による意見の聴取		○						
(10)　第16条の規定による届出の受理					○			
(11)　第18条の規定による意見の聴取		○						
(12)　第20条の規定による意見の聴取		○						
(13)　第22条第１項の規定による指針の決定		○						
(14)　第22条第３項の規定による要請		○						
(15)　第22条第４項の規定による意見の聴取			○					
(16)　第26条第２項の規定による意見の聴取及び認定			○					
(17)　第27条第１項の規定による協定の締結		○						

別表第二の４の表環境共生総室の部自然保護課の項の次に次のように加える。

水・大気	農用地の土壌の汚染防止等に関する法律（昭和45年法律第139号）の施行に関する次に掲げること。							
	第13条第１項の規定による立入調査測定及び試料の集取		○					

別表第二の４の表環境保全総室の部産業廃棄物課不法投棄対策室の項中「産業廃棄物課不法投棄対策室」を「産業廃棄物課」に改め、同部水・大気環境課の項を削り、同表備考中「環境保全総室」を「環境共生総室」に改め、別表第二の５の表自立支援総室の部児童家庭課の項１の(6)中「第63条の４」を「第63条の２」に改め、同項１の(7)中「第63条の５」を「第63条の３」に改め、同表健康衛生総室の部薬務課の項２中「第34条第１項」を「第34条」に改め、別表第二の６の表商工労働総室の部商工総務課の項中１の(96)を削り、１の(97)を１の(96)とし、１の(98)を１の(97)とし、１の(99)を１の(98)とし、別表第二の７の表農業支援総室の部農業担い手課の項中２の(1)から２の(3)までを削り、２の(4)を２の(1)とし、２の(5)を２の(2)とし、２の(6)を２の(3)とし、２の(7)を２の(4)とし、２の(8)を２の(5)とし、２の(9)を２の(6)とし、２の(10)を２の(7)とし、２の(11)を２の(8)とし、２の(12)を２の(9)とし、２の(13)を２の(10)とし、２の(14)を２の(11)とし、２の(15)を２の(12)とし、２の(16)を２の(13)とし、２の(17)を２の(14)とし、２の(18)を２の(15)とし、２の(19)を２の(16)とし、２の(20)を２の(17)とし、２の(21)を２の(18)とし、２の(22)を２の(19)とし、２の(23)を２の(20)とし、２の(24)を２の(21)とし、同表農村整備総室の部農村計画課の項１の(51)中「第96条の２第５項」を「第96条の２第７項」に改め、同項１の(52)を削り、同項１の(53)中「第96条の２第５項」を「第96条の２第７項」に改め、同項中１の(53)を１の(52)とし、１の(54)から１の(59)までを削り、１の(60)を１の(53)とし、１の(61)を１の(54)とし、１の(62)を１の(55)とし、１の(63)から１の(71)までを削り、１の(72)を１の(56)とし、１の(73)を１の(57)とし、１の(74)を１の(58)とし、１の(75)を１の(59)とし、１の(76)を１の(60)とし、１の(77)を１の(61)とし、１の(78)を１の(62)とし、１の(79)を１の(63)とし、１の(80)を１の(64)とし、別表第二の８の表道路総室の部道路計画課の項の次に次のように加える。

道路計画課 高速道路室	道路法の施行に関する次に掲げること。							
	(1)　第48条の11第２項の規定による道路標識の設置						建設事務所課長	土木事務所長
	(2)　第66条第１項の規定による土地への立入り及び一時使用						○	○
	(3)　第66条第６項の規定による意見の聴取						○	○
	(4)　第91条第１項の規定による						○	○

	許可						
別表第二の８の表道路総室の部道路整備課高速道路室の項を削り、同表建築総室の部建築住宅課の項中２を削り、３を２とし、４を３とし、同部建築指導課の項中11を12とし、10を11とし、９を10とし、同項８中「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」を加え、同項８の次に次のように加える。					○	○	
９　高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）の施行に関する次に掲げること。							
(1)　第７条第１項の規定による登録					○		
(2)　第７条第３項の規定による通知					○		
(3)　第７条第４項の規定による通知					○		
(4)　第７条第５項の規定による通知					○		
(5)　第８条第１項の規定による登録の拒否					○		
(6)　第８条第２項の規定による通知					○		
(7)　第９条第１項の規定による届出の受理					○		
(8)　第９条第３項の規定による登録					○		
(9)　第９条第４項の規定による通知					○		
(10)　第10条の規定による登録簿の閲覧					○		
(11)　第11条第３項の規定による届出の受理					○		
(12)　第11条第４項で準用する第９条第３項の規定による登録					○		
(13)　第11条第４項で準用する第９条第４項の規定による通知					○		
(14)　第12条第１項の規定による届出の受理					○		
(15)　第12条第２項の規定による届出の受理					○		
(16)　第13条第１項の規定による登録の抹消					○		
(17)　第13条第２項の規定による通知					○		
(18)　第24条第１項の規定による報告の徴収、立入検査及び質問					○		
(19)　第25条第１項の規定による指示					○		
(20)　第25条第２項の規定による指示					○		
(21)　第25条第３項の規定による指示					○		
(22)　第26条第１項の規定による登録の取消し					○		
(23)　第26条第２項の規定による登録の取消し					○		
(24)　第26条第３項の規定による通知					○		
(25)　第27条第１項の規定による所在不明者等の登録の取消し					○		

附　則

この訓令は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、別表第二の５の表健康衛生総室の部薬務課の項の改正規定及び別表第二の７の表農業支援総室の部農村計画課の項の改正規定は、公布の日から施行する。

（行政経営課）

リサイクル適性Ⓐ
この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。
再生紙を使用しています。　【定価　１箇月 3,390円】
発行者　福　島　県
印刷所　株式会社 第 一 印 刷